

院内感染対策に関する取り組みについて

1. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

当院では院内感染防止に努め、院内に関わる全ての人を守るために「標準予防策（スタンダードプリコーション）」の観点に基づいた医療行為を実践しています。合わせて感染経路に応じた予防策を実施しています。また、病院内外の感染症情報を幅広く共有して、院内感染の危険及び発生に対して迅速に対応する活動体制を執っています。

院内感染防止対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行っています。

2. 院内感染対策に関する取組

(1) 院内感染対策組織

病院長、感染管理者、各所属長で構成された「院内感染対策委員会」を設置し、院内感染対策に係る方針を決定しています。委員会は月1回、必要時は随時開催しています。更に、実動組織として感染制御チーム（ICT）を設置し、週1回の会議・ラウンドを行い、職員への指導教育や感染問題に迅速に対応しています。

(2) 職員への教育

年に2回以上の全職員を対象とした院内感染対策に関する研修会を開催し、職員の感染対策に関する意識や知識向上に努めています。

(3) 感染症発生状況の報告と取組

各部署からの感染発生報告／週報提出と、随時に感染症患者及び職員の発生時のICTへの報告体制が執られており、感染防止対策を適切に実施するとともに、全職員に情報提供し、注意喚起を行っています。

(4) 院内感染発生時の対応体制と取組

感染症患者が異常発生した場合は、速やかに感染源や感染経路を究明し、感染拡大防止に迅速対応します。また、必要に応じて行政機関への各種の届出や連絡を行います。

(5) 患者様への情報提供

インフルエンザ等の感染症の流行が見られる場合には、ポスター掲示などで広く院内に情報提供を行い、合わせて、手洗い・マスク着用など感染対策の注意喚起・啓発を行っています。

当院における当該院内感染防止対策に関する取組み事項は、院内掲示やホームページ上に掲載し、院内感染防止対策指針閲覧の求めがあった場合はこれに応じ、積極的な感染対策の推進に努めています。